

女性活躍推進法に基づく佐倉市、酒々井町
清掃組合特定事業主行動計画（第2次）

令和3年9月

佐倉市、酒々井町清掃組合

目 次

1	はじめに	2
2	計画期間	3
3	女性職員の活躍推に向けた数値目標	3
4	女性職員の活躍推進に向けた目標を達成するための取組	4

1 はじめに

我が国における急速な少子化の進行と家庭や地域を取り巻く環境の変化に対応するため、国、地方公共団体、事業者など社会を挙げて、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図ることを目的として「次世代育成支援対策推進法」が平成15年に制定される一方、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつこれらの変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的として「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が平成27年制定されました。

佐倉市、酒々井町清掃組合におきましても、この法律で定める特定事業主として、「女性活躍推進法に基づく佐倉市、酒々井町清掃組合特定事業主行動計画」を策定し、女性、男性問わず、誰もが持てる力を発揮できる組織体制の構築を推進してきました。

このたび、現計画の計画期間が終了するため、令和3年度から新たな計画を策定しました。

この行動計画を推進することにより、男女や子どもの有無に関わらず、職員一人ひとりの行動と密接に関わり、すべての職員があたりまえに輝ける職場となるよう、職員全員で取り組んでいきます。

令和3年9月

佐倉市、酒々井町清掃組合管理者

2 計画期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とします。

3 女性職員の活躍推に向けた数値目標

本計画の策定にあたり、清掃組合における女性活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。その結果、事業主として、清掃組合における女性活躍を推進するため、次の目標を設定することにしました。

計画終了時点（令和7年度）までに、育児参加のための休暇（子育て休暇）取得率の割合を令和2年度年実績（50%）より10%引き上げ、60%とします。

4 女性職員の活躍推進に向けた目標を達成するための取組

① 子育て支援に関する制度等の周知

当組合では既に多くに制度が設けられていますが、その一方で周知が十分でない現状があります。利用率の向上を目指して制度の普及に努めます。

② ハラスメント防止

男性の育児参加や女性活躍への妨げとなる職場内での各種ハラスメントの防止に努め、啓発をします。また、マタニティブルーや産後うつ等の、妊娠・出産・育児により発生する心身の故障の予防、不安軽減を図ります。

③ 時間外勤務を縮減

長時間労働を前提とした職場運営が女性職員活躍の障壁になることや、男性職員にとっても、育児や家事等の家庭生活への参画を阻害する要因になることから、時間外勤務縮減に取り組みます。具体的には、月の時間外勤務の上限を設定します。また、毎週水曜日をノー残業デーとして終業後30分以内の退庁を促します。

④ 年次有給休暇の取得促進

家族との時間、自分の時間を大切にし、心身ともにリフレッシュすることは、健康状態や職務能率の向上に繋がります。積極的な年次有給休暇の取得ができるよう努めます。